

## 令和5年第13回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 12月 13日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |       |     |        |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二  |     |       |     |        |
| 1番  | 武藤 康志  | 2番  | 伊藤 新司 | 4番  | 井町 哲   |
| 6番  | 縄田 善博  | 7番  | 倉増 知  | 8番  | 前田 耕次  |
| 9番  | 中嶋 友之  | 10番 | 中野 修  | 11番 | 石田 健治郎 |
| 12番 | 中嶋 誠   | 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法   |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清  | 18番 | 安富 法明  |
| 19番 | 山本 正二  |     |       |     |        |
- 4 欠席農業委員
- |    |     |    |        |     |       |
|----|-----|----|--------|-----|-------|
| 3番 | 俵 薫 | 5番 | 伊藤 美和子 | 17番 | 村上 浩一 |
|----|-----|----|--------|-----|-------|
- 5 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 嶋田 義文 | 村中 清美 |
| 弘中 隆司 | 山縣 正明 | 山田 孝治 |
| 永安 達彦 | 岩山 澄男 |       |
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より令和5年第13回総会を開会いたします。本日の出席者は19名中16名、よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。欠席委員は、3番 俵委員、5番 伊藤委員、17番 村上委員の3名でございます。美祢市農業委員会規則第16条第2項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思っておりますがよろしゅうございますか。指名をいたします。6番、縄田委員、8番、前田委員。よろしくお願いたします。それでは議事に移りたいと思っております。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>農地法第3条、許可申請4件について説明いたします。</p> <p>権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢により耕作の維持管理が困難なため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入されることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすであろうと考えます。第5号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。遠方のため維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。遠方により維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具</p>

	<p>は既に購入されていることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。前回の総会で保留となった件ですが、●●は●●と草刈り作業等に從事していただく予定となっております。また●●にも草刈り作業、農作業にも從事していただくことになっております。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
中嶋委員	<p>中嶋です。12月5日に山本会長、倉増委員と私と事務局で現地調査行ってきました。資料2の箇所になります。資料2の箇所は●●です。●●の真下にあります。現地を見たところ●●が耕作されているということで、問題ないと判断して帰りました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
阿川推進委員	<p>伊佐地区の阿川と申します。1番でございますが、●●の件でございます。現地を見て参りました。きれいに草等も刈ってありまして周囲に影響はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて嶋田委員をお願いします。</p>
嶋田推進委員	<p>於福地区の嶋田です。</p> <p>まず2番でございます。●●につきましては委員のご説明のとおり、よく耕作をされております。何ら支障がないと思われます。</p> <p>次に3番でございます。●●ですが、こちらの方は隣接地の該当の農地を耕作されて自家菜園等を営まれるようでこれも支障がないと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。
村中推進委員	推進委員の村中です。4番の件ですが、武藤委員からお話があるようなのでお願いします。
議長	武藤委員よろしくお願いします。
武藤委員	岩永地区担当の武藤です。 こちら4番の件です。村中委員から●●ともうお二方に聞きました。先日、ほんとに耕作できますかと電話で確認しました。すると、聞いたところ売り手側の●●とご近所で、顔見知りのようで頼られましたとのこと。現在は、売り手側の方が渡したいということで、請け負って管理されているようでございます。僕も、田を見に行っているときに、●●と●●が来られまして、売った後も●●がお手伝いのご指導をしながら、ちょっとずつですがやっていきたいと。買い手と良くお話されて納得のうえでやってください。という事をお話しておきました。新たな所有者の方で頑張っていただけたらいいのではないかなと思っております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。私の方から質問があるのですが、よろしいですか。
事務局	はい。
議長	家はこの取得される畑のすぐ下ですか。ヤギの所のすぐ下のところの。
阿川委員	そうです。
議長	ですよね。ここ、農地があるはずなのですがね。
阿川委員	農地は下の方へ2枚ほどありますけど。
議長	田んぼがあるはずなのですよね。だからこれ新規就農じゃないと思うのですけど。

委員	<p>ですから1番について、推進委員の皆さんには報告いただいたのですが、新規就農ではないために現地調査等必要になっていきます。まだ、事務手続きが進んでおりませんので、来月出し直してもらってください。お願いします。</p> <p>だから1番は、継続審議ということでよろしゅうございますね。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>農地法第4条 許可申請1件について説明します。</p> <p>申請地は●●から南東に0.4kmの位置にある農用地区域外農地です。事業用貸地にするための申請です。この案件については農地法第4条第2項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>

倉増委員	中嶋委員の言われた方々で現地を確認いたしました。現地は●●です。周りには、なにも支障をきたすものありません。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
弘中推進委員	豊田前地区の弘中です。倉増委員の申し上げた通り何も問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、議案第2号について採決に移りたいと思います。よろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、全員賛成。よって議案第2号は原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	7件朗読。 農地法第5条許可申請7件について説明いたします。 1件目、申請地は●●から南東に0.4kmの位置にある農用地区域外農地です。こちらは先程の4条申請と関連する事業です。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目、申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から北へ1.6kmの位置にある農業地区域外農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	<p>3件目、申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から北へ1.6kmの位置にある農業地区域外農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から東へ1kmの位置にある農業地区域外農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目、申請者は●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は●●から東へ2.9kmの位置にある農業地区域外農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>6件目、申請地は●●から北西へ4kmの位置にある農業振興地域内農地です。申請地を借り受け、鉄塔の修理工事に伴うヘリポート、車両通路、仮設トイレを設置するものです。農業地区域内農地の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで、当該農地を供することは必要であると認められるものであり、農地法施行例第11条 第1項 第1号に該当し、許可の対象となるものです。よってこの事案については一時転用ですので、事業終了後には原状回復する旨が記載された誓約書が提出されております。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>7件目、申請地は●●から北西へ2.8kmの位置にある農業振興地域内農地です。申請地を借り受け鉄塔の修理工事に伴う倉庫、仮設トイレ、資材置場を設置するものです。農業地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで、当該農地を供することは必要であると認められるものであり、農地法施行例第11条 第1項 第1号に該当し、許可の対象となるものです。農業地区域内農地の転用ですが、一時転用ですので、事業終了後には原状回復する旨が記載された誓約書が提出されております。この案件については農地法第5条 第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
中嶋委員	<p>1番です。先程と同じ場所で全然問題ないと思います。</p> <p>2番です。場所は●●です。周りの道路等に影響ないと思います。太陽光発電施設を作ることは周りの方に確認をして下さいとお願いをしてあります。</p> <p>3番です。2番から●●に向かった所です。こちらも先程と同じように農地等に影響はないと思います。問題は無いと思います。</p>

	<p>4番です。場所は●●です。その左側あたりになります。ずっと太陽光パネルが設置してある所の先になりますので、場所的には問題は無いと考えております。</p> <p>5番です。場所は●●です。こちらは一応周り農地等に迷惑はかからないと思います。問題は無いと思います。</p> <p>最後に6番と7番です。場所は●●です。周りに支障があるものは何ともありません。一時転用ですので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いします。</p>
弘中推進委員	<p>1番ですが、先程と同じ場所です。何も問題は無いと思います。ご審議の程をよろしくお願ひいたします</p>
山縣推進委員	<p>推進委員の山縣です。2番と3番については、中嶋委員が言われたように、別段問題は無いと思います。よろしくお願ひします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。</p> <p>4番につきましては周りに太陽光がたくさんありますので、別に支障はないと思います。</p> <p>5番につきましては、前回、2ヶ所程太陽光施設が作られております。その先になります。別にここも何も無いところで、太陽光があるだけで支障ないと思いますので、審議の程よろしくお願ひします。</p>
永安推進委員	<p>推進委員の永安です。6番ですが、これは以前から申請が出ておりました。問題無いと思います。</p> <p>7番は新規です。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>6番と7番の関連ですが、6番はヘリポートです。今まではここに資材を置いていたのですけれど、その資材搬入が大変だということ。それで7番の土地を借りてここから資材を搬入するということでございます。</p> <p>委員の皆さん何かございましたらお願ひいたします。</p> <p>無いようございましたら、議案第3号について採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>それでは議案3号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。</p>



委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号を原案のとおり決定をいたします。 では続きまして議事順位第4 報告第1号 農地法第2条 第1項の農地に該当しない非農地判断についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	それでは非農地通知についてです。資料は2つございます。報告第1号の資料と非農地判断マニュアルとなります。この非農地通知については国からの通知、農地法の運用第4の3項及び非農地判断マニュアルに基づきまして報告するものでございます。 本日配布しております1ページをご覧ください。様式第3号 非農地通知一覧表と書かれた部分でございます。今年の8月から10月にかけて委員の皆さんと農地法の30条の第1項に基づきまして農地パトロールを行っております。そのパトロールの中でこれはもう農地性のない、再生利用が困難な農地であると判断したものを非農地通知一覧表に記載しております。合計で14筆、面積は19,743.42㎡でございます。この表を見ていただければと思います。この左の方から所在地、地番、地目、面積、所有者、報告年月日を記載しております。こちらについては先週、宇部の法務局のほうに行きました了承をいただいております。今後の流れとして、農地パトロールで撮った写真を添付して所有者に近日中に非農地通知を発送する予定にしております。また、12月28日までを異議申立期間とし、法務局の方で地目変更届登記の手続きをしていただくため、申請書等を所有者の方に送付する予定にしております。報告については以上でございます。
議長	ありがとうございました。只今の説明に関連して、地元委員の方より何か発言がございましたらお願いいたします。 特に無いようでございますので、以上で報告第1号を終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	それでは終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。

議長	<p>合意解約3件について報告いたします。</p> <p>1件目と2件目は●●に関するものです。使用貸借に係る合意解約となります。</p> <p>3件目は高齢のため双方の合意により解約するものです。次の耕作者は決まっておりません。以上報告いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>該当地区の委員の皆さん、よろしく申し上げます。</p> <p>他に委員の皆さん何かあれば。</p> <p>無いようでしたら、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは報告第2号につきましては終わらせていただきます。</p> <p>では続きまして議事順位第6 報告第3号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>現況証明願の提出が1件ありましたので説明いたします。資料27～28ページ、資料13をご覧ください。申請の筆数が5筆程あります。すべて昭和53年頃に耕作をやめております。現在は山林となっております。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
岩山推進委員	<p>推進委員の岩山です。ここに田んぼがあったとは思えないほど山林化しております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>特に発言無いようでございますので、終わらせていただいてもよろしゅうございますか。</p> <p>はい、ありがとうございます。では報告第3号を終わります。</p> <p>議事順位第7 報告第4号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告並びに説明をお</p>

	願います。
事務局	それでは、別紙法人報告書をご覧ください。1件ほど●●から法人の報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業内容、構成員の状況、執行役員の状況等審査しましたところ適正でありましたこと報告申し上げます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんよりこの報告書について何かご意見ございましたらお願いいたします。無いようでしたら、報告第4号を終わろうと思いますがよろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第4号を終わります。
議長	では続きまして農業相談日でございますが、相談者がありませんでした。報告はございません。以上で本日の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんから、なにかありましたらお願いします。もしないようでしたら、今後の日程等の諸連絡を、事務局より願います。
事務局	それでは事務局から諸連絡をお伝えします。 1点目は今後の日程についてでございます。本日配布しております令和6年1月の日程をご覧ください。 総会は1月16日、火曜日、午後2時からです。場所は、美祢市民会館2階大会議室で行います。 農業相談日は1月9日、火曜日、午前9時からです。担当者は、美祢地区、中野修委員、美東地区、伊藤美和子委員、秋芳地区、井町哲委員でございます。 現地調査は1月10日、水曜日、時間は午前9時からです。担当者は、前田耕次委員、縄田善博委員です。
議長	最後に、令和5年度パソコン農業簿記の講習会開催についてです。こちらについて、農業会議より依頼がありました。もし、簿記講習会等、受講希望者がおられましたら、農業委員会まで申込書の提出をお願いいたします。以上です。
	無ければ終わりたいと思います。皆さん良いお年をお迎えください。

事務局

それでは互礼を行います。ご起立願います。  
礼。

午後15時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年12月13日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

